

公開日: 2020/02/06 (掲載号: No.355)

〈小説〉『所得課税第三部門にて。』【第29話】「高齢社会と年金課税」

筆者: ハッ尾 順一

カテゴリ: 読み物 連載

〈小説〉

『所得課税第三部門にて。』

【第29話】

「高齢社会と年金課税」



公認会計士・税理士 ハッ尾 順一

昼休みに、中尾統括官は爪楊枝をくわえながら、新聞を読んでいる。

「年金制度の改正か・・・」

中尾統括官は、唇で爪楊枝を上下させながらつぶやく。

「・・・政府は、年金の受給開始年齢を75歳まで延長する気なのか・・・」

中尾統括官は渋い顔をしながら、新聞の記事を読む。

・・・公的年金を受け取り始める年齢は、65歳を基準に60～70歳の間で選択できる。今回の改正では、これを75歳まで延長し、年金受給開始年齢の選択の幅を広げることにある。受け取り始める年齢を遅らせると、1ヶ月あたりの年金額は増え、早めると減る・・・1ヶ月遅らせるごとに年金は0.7%増える・・・そして、75歳から受給すると月額84%増し、この増額の効果は、生涯続く・・・

「・・・う～ん・・・これは、我々に75歳まで働き続けろということか・・・」

中尾統括官が椅子に座って唸っていると、浅田調査官が突然現れる。

「・・・新聞を見つめながら、一体、何を唸っているのですか？」

浅田調査官は、新聞を覗きながら、訊ねる。

「私の・・・老後の年金についてだよ。」

そう言いながら、中尾統括官は、新聞の記事を見せる。

「君は・・・75歳まで働きたいか？」

中尾統括官の言葉に、浅田調査官は驚く。

「えっ、75歳ですか！　ということは、私・・・これから45年間、働くのですか・・・」

浅田調査官は、悲しい表情でじっと中尾統括官を見る。。

「しかし、人生100年と言われる時代だから、君のような若い人は、生きるために、さらに85歳まで働かなければならないかもしれないよ。」

中尾統括官は、含み笑いをしながら言う。

「・・・そう言う中尾統括官も、年金などを当てにせず、働き続けるべきですよ。」

浅田調査官も言葉を返す。

「・・・そうだな・・・イギリスの心理学者と経済学者が書いた『LIFE SHFT（ライフシフト）』というベストセラー書籍があるが、その中で、2007年に日本で生まれた子供の半分は、107歳まで生きることが予想される・・・と書かれていた。そして・・・60歳や65歳で社会からリタイアすることは許されないと・・・」

中尾統括官は、何年か前に読んだその本を思い出す。

「そうですか・・・僕もまだまだ・・・働き続けなければならないのですね。」

浅田調査官は、恨めしそうに、新聞を見る。

「ところで、この新聞にも書いてあるが、年金の受給開始年齢を75歳まで延長すると同時に、働く60歳代前半の年金減額を縮小するとなっている。」

中尾統括官は、再び新聞記事を浅田調査官に見せる。

「これは、働く高齢者を増やすために、年金減額を見直すことになるのだけれど・・・60歳から64歳のみ見直して・・・65歳以上は据え置きになっている。」

	現 状	見直し
60歳～64歳	28万円	47万円
65歳以上	47万円	据え置き

「結局、この表を見ると、高齢者に対して、年齢で分けせず、一律に47万円基準を採用したということですね。」

浅田調査官が確認する。

「そう・・・例えば、年金が月10万円の場合、今は、月給が18万円を超えると、年金の減額が始まり、38万円を超えると年金がゼロになる・・・そして、減額基準が47万円に上がると、月額37万円まで年金を全額もらえるということになる。」

中尾統括官は、新聞を見ながら説明する。

「そうすると、中尾統括官も定年後、再雇用によって税務署で働き続けたら、満額の年金と給与がもらえて良いですね。」

浅田調査官は、羨ましそうに言う。

「そうだな、それに、給与には給与所得控除額があり、年金には公的年金等控除額があるから・・・高齢者は、ダブルの所得控除を受けることができる・・・」

中尾統括官は、嬉しそうに言う。

「・・・でも、年金課税については、いろいろ問題がありますよね・・・」

浅田調査官は、年金課税の問題点につて、中尾統括官の机の上にある野紙を一枚取り上げ、ボールペンで書く。

◆年金課税の入口（保険料拠出時）→社会保険料控除額

◆年金課税の出口（年金受領時）→公的年金等控除額

「・・・すなわち、年金課税については、入口の段階で社会保険料を全額所得控除する一方で、出口の年金受領時に、公的年金等控除によって、実質的に年金の大部分が非課税となっている・・・この入口と出口の二重控除については、海外の国々と比較して、批判されている・・・」

浅田調査官は、中尾統括官を見る。

「確かに、我が国では、掛金のうち事業主の負担分は損金に算入され、被用者・自営業者の負担部分は、社会保険料控除として全額が所得から控除されている・・・そして、出口の給付金について、遺族年金・障害年金は非課税とされ、老齢年金は雑所得であるが、公的年金等控除が適用される・・・その意味では、公的年金については、優遇されているのかもしれない。」

中尾統括官は頷く。

「・・・年金所得者の申告手続の簡素化を図ることを目的として、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、当該年金以外の他の所得の金額が20万円以下であれば、確定申告をする必要がないことになっていますが、これも優遇と言えるかもしれません・・・もっとも、住民税の申告は必要ですが・・・」

そう言いながら、浅田調査官は、税務六法を開いて所得税法121条3項の条文を見る。

（つづく）

この物語はフィクションであり、登場する人物や団体等は、実在のものとは一切関係ありません。